

## ●香川県監査委員公表第2号

平成22年12月15日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年2月8日

香川県監査委員	仲 山 省 三
同	鍋 嶋 明 人
同	宮 本 欣 貞
同	都 村 尚 志

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

坂出市 細川 雅生

#### 2 請求書の提出

平成22年12月16日（請求書の日付は、同月15日）

#### 3 請求の内容

別紙事実証明書1号証（香川県職員録）平成22年5月現在により、消防学校（高松市生島町）の職員9名のうち3名が高松市2名、坂出市1名の派遣職員である。地方自治法第252条の17第2項は、派遣職員の給料、手当及び旅費は派遣を受けた地方公共団体の負担としており、県が派遣職員の給料等を負担している。

別紙事実証明書2号証（高松市の職員の給与に関する条例）第10条の2により、高松市は、高松市で勤務するすべての職員に高松市で勤務するについての地域手当（給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額）を支給している。県は、香川県の職員の給与に関する条例第9条の2により、県は高松市の地域で在勤する職員に地域手当（給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額）を支給するとするが、同時に定めた知事等の給与等の特例に関する条例第4条第1項により地域手当の支給を停止している。

従って、県が設置した消防学校の職員（教頭等3名は嘱託）に、県職員ではなく、県が県職員に支給していない地域手当の負担が必要な高松市職員2名を採用し、地域手当を負担したのは、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする地方自治法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであり、県に損害を与えるものである。本件は適法に監査できる期間（過去1年間）の監査を求めるものである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出（負担金）について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求めるものである。

（別紙事実証明書省略）

### 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年12月24日にこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

消防学校の職員のうち高松市から派遣を受けた職員に対し支給された地域手当に係る負担金の支出が違法な公金支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

## 2 監査対象部局

防災局

## 3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年1月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

## 第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

関係書類等を調査して、次の事項を確認した。

#### (1) 普通地方公共団体間における職員の派遣及び給与等負担の根拠となる法令について

普通地方公共団体間における職員の派遣については、地方自治法第252条の17第1項において、普通地方公共団体の長は、事務の処理のため特別の必要があるときは、他の普通地方公共団体の長に対し、職員の派遣を求めることができると規定されている。

また、同条第2項では、求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなることとされ、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該派遣を受けた普通地方公共団体が負担することとされている。同条第4項では、派遣された職員の身分取扱いに関しては、原則として、派遣をした普通地方公共団体の法令の規定の適用があるものとされている。

#### (2) 派遣職員の取扱いに関する協定書について

香川県は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、高松市に所在する県消防学校の教務に従事させるため、高松市から2名の職員の派遣を受けており、知事と高松市長は、当該職員の身分等の取扱いについて、それぞれ職員ごとに平成20年2月14日及び平成21年2月5日付で協定書を締結している。

各協定書において、地域手当に関しては、次のように規定されている。

### 3 給与

(1) 派遣職員の給与（管理職手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当を除く。）は、高松市の関係規定を適用して高松市が支給する。

### 11 経費の負担

(1) 高松市が派遣職員に対し支給した第3項の(1)に規定する給与及び高松市が共済組合に納付した事業主負担金並びに地方公務員災害補償基金の負担金については、香川県が負担するものとし、高松市の指定する方法により負担金として高松市に納付するものとする。

#### (3) 地域手当の支給について

##### ① 香川県の取扱い

高松市の地域に在勤する職員に対する地域手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年香

川県条例第5号)に、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の3(経過措置として平成21年度は100分の2.1)を乗じて得た額を支給するとされているが、知事等の給与等の特例に関する条例(平成20年香川県条例第11号)によって、平成20年度から平成22年度までの間においては支給しないこととされている。

② 高松市の取扱い

地域手当は、職員の給与に関する条例(昭和32年高松市条例第28号)により、全ての職員に、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の3を乗じて得た額を支給することとされている。

(4) 派遣職員に係る給与費等負担金の支出について

高松市長は、高松市が支給した派遣職員に係る平成21年4月分から平成22年3月分の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当相当額を、知事に対し平成22年3月31日付けで負担金として請求している。

知事は、関係法令の規定に基づき上記負担金を平成22年5月11日に支出している。

(5) 高松市に対し職員2名の派遣を求めた理由について

① 市職員の派遣を求める理由

消防職員・消防団員の教育訓練については、専門知識や技術を有する教官が不可欠であるが、消防業務は市町の業務であり、県職員には即戦力となる適当な人材がない。このため、県内の消防本部から豊富な専門知識や現場経験を有する職員を派遣教官として受け入れ、教育訓練を行うことが効果的かつ効率的である。

② 高松市に派遣を求めた理由

高松市消防局は、県内で最多(全消防職員数の約4割)の消防職員を有する消防本部であり、県が希望する専門分野の職員の恒常的な派遣が可能である。

2 監査委員の判断

請求人は、本件支出は、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする地方自治法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項の各規定に違反するものと主張しているが、これらの各規定は、いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、これらの各規定に基づく裁量行為については広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると考えられる。

地方自治法第252条の17を設けた趣旨は、普通地方公共団体相互間の協力援助に関する措置として職員の派遣の制度を法定化することにより、派遣される職員の身分を保障し、積極的に職員の派遣を促進して、普通地方公共団体相互間の事務処理の能率化、合理化等に資するようになるものである。

本件職員の派遣については、効果的かつ効率的に消防職員の教育訓練を行う教官として、県内消防本部から豊富な専門知識や現場経験を有する職員の派遣を求めているものであり、さらに、教育訓練を安定して実施するために、県内消防本部のうち職員数約500人と最も規模の大きな高松市消防局に対し複数の職員の派遣を求めているものであり、普通地方公共団体相互間の事務処理の能率化、合理化という職員派遣の目的を果たしているものと認められる。

また、本件派遣職員の地域手当に関しては、地方自治法第252条の17第4項に基づき定められ

た協定書により高松市の関係規定を適用することとされていることから、香川県が高松市の地域に在勤する職員に対し地域手当を支給していないとしても、当該派遣職員に対しては、県負担のもと高松市が地域手当を支給する必要があり、その支給額についても、適正に積算されたものであると認められる。

本件派遣職員の地域手当に係る県負担金については、関係法令等に基づき正当な手続によって支出が行われていることから、知事が財務会計上の義務に違反して公金を支出したとは認められない。

以上のことから、香川県が支給していない地域手当の支給が必要である高松市職員の派遣を求めたとしても、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものであるとは認められない。したがって、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められず、「香川県監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出（負担金）について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める」という請求人の主張には理由がないものと判断する。